

屋内広告事業導入に関するガイドライン

令和 7 年 3 月

江戸川区

1 趣旨

区有財産を広告媒体として民間事業者の広告を掲出することにより、新たな財源の確保及び施設の維持管理等への還元を通じて、区民サービスの向上を図ります。

2 募集広告のタイプ

屋内広告物

3 対象施設

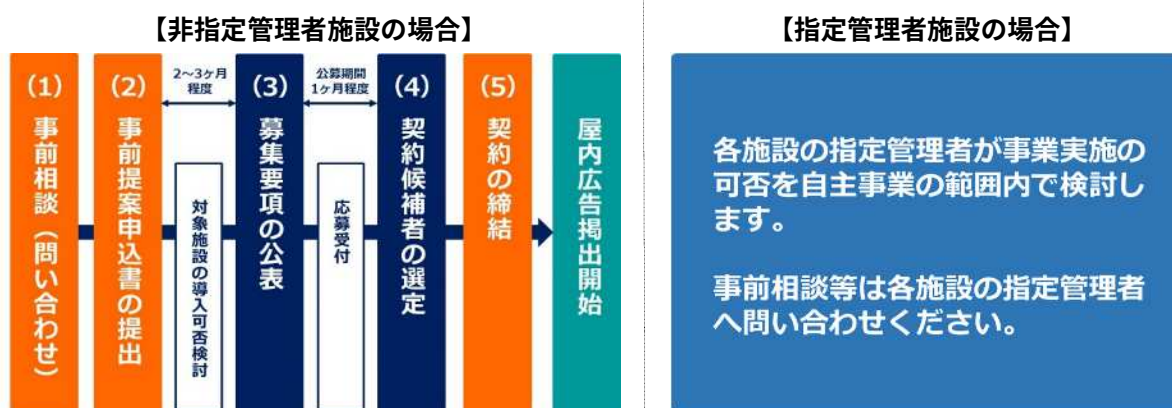
基本として、江戸川区（以下「区」という。）が保有又は管理するすべての施設（屋外を除く）を対象とします。なお、提案施設が指定管理者によって管理される施設の場合、当該指定管理者が事業実施の可否を自主事業の範囲内で検討します。

※競技場や野球場内等、室外で活動する施設にあっても、敷地の外に向けた広告でなければ本事業の対象となります。

ただし、次に掲げる場合は、事業の対象外とします。

- ① 学校、幼稚園、保育園など、施設の性格上、導入することがふさわしくないと区が判断した場合
- ② 提案施設や広告掲出場所について、施設運営上の支障があると区が判断した場合
- ③ 区が行う事業等により、提案された内容を実施できないと区が判断した場合
- ④ その他、導入することが望ましくないと区が判断した場合

4 事業導入までの流れ



【非指定管理者施設の場合】

(1) 事前相談（問い合わせ）

提案内容の概要について、事前に「8 お問い合わせ先」へ電話でご相談ください。

(2) 事前提案申込書の提出

別紙「事前提案申込書」を作成の上、事前提案を行ってください。区は事業の対象となるか、確認を行います。事前提案後に、提案内容や提案のあった区施設の性格等から、事業の導入がふさわしくないと区が判断した場合は、広告事業者の募集を行いません。

① 応募資格

募集の目的に賛同する、広告代理業を営む法人（以下「広告代理店」という。）とします。ただし、下記に掲げる条件をすべて満たしていることとします。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない。
- イ 東京都又は区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けていない。
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされていない。
- エ 会社及びその代表者が、直近 1 年間に国税又は地方税を滞納していない。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号及び江戸川区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 23 年 10 月 1 日施行）別表の各号に掲げる措置要件に該当していない。
- カ 原則として、江戸川区広告掲載取扱要綱（令和 4 年 8 月 5 日施行）第 2 条の規定に関する事業を実施していない。

② 提案内容

区が所有している施設への広告掲出に関する提案とします。提案は「事前提案申込書」に下記事項を記載してください。なお、提案内容は、行政の公平性や中立性を損なわず、江戸川区広告掲載取扱要綱等の関係法令を遵守するものとします。

ア 希望施設の名称

イ 広告媒体：媒体の種類※、掲出場所、広告枠数、広告サイズ（別紙可）

※ 広告媒体の種類（紙・電子等）について記載してください

ウ 主な広告主：想定される広告主（業種も可）

エ 導入実績：提案事業（類似含む）の導入実績

オ 提案金額：年額（提案金額はあくまで参考額とする）

カ 提案金額の根拠（任意）

キ 希望期間：年単位（提案期間はあくまで参考期間とする）

③ 募集時期

随時、事前提案申込書を受付けています。

④ 提出先

あらかじめ電話連絡のうえ、事前提案申込書を持参又は郵送にて提出してください。提出先は「8 問い合わせ先」をご確認ください。

(3) 募集要項の公表

事前提案申込書の受付後、施設所管部署と事業の導入可否について庁内で協議を行います。事業導入が可能と判断された場合、区ホームページに募集要項を公表します。なお、広告掲出位置や規格等、江戸川区広告掲載取扱要綱（令和4年8月5日施行）第4条に定める広告掲載の媒体等に関しては、募集要項に規定することとします。

① 募集方法・期間

区ホームページに1ヶ月程度掲載を行います。

② 応募の際の提出書類

下記により、応募申込書のほか必要書類を添付し申込みを行ってください。なお、対象となる区施設に応じて、追加書類を求める場合は、募集要項に記載することとします。

ア 応募申込書：1部

イ 会社概要及び事業概要がわかる資料（パンフレット等）：1部

ウ 登記事項証明書（全部事項証明書）：1部 ※発行日から3ヶ月以内

エ 納税証明書（国税及び地方税の証明書）：1部 ※発行日から3ヶ月以内

※提出された書類は参加資格の有無にかかわらず返却しません。

(4) 契約候補者の選定

提出資料に基づき一般競争入札を基本として事業者を契約候補者として選定します。

(5) 契約の締結

① 協議・契約締結

区と契約候補者は、導入施設、広告枠数、広告サイズ、広告料、契約期間、契約解除、不測の事態への対応等を協議した上で、契約を締結します。

② 広告料の支払い

契約の締結後、広告掲出料及び行政財産使用料※を区が定める期日までに納入します。

※行政財産使用料…広告掲出に伴う施設使用料にあたるもの

【指定管理者施設の場合】

施設ごとに対応が異なりますので、各施設の指定管理者へ問い合わせください。

5 費用負担

【非指定管理者施設の場合】

広告掲出に伴い、必要となる費用及び契約期間満了時に原状回復に要する費用は、原則、民間事業者の負担とします。主な費用区分は下記のとおりです。

区分	区	民間事業者
広告制作	-	○
設置工事	-	○
維持管理	-	○
撤去工事	-	○

【指定管理者施設の場合】

施設ごとに対応が異なりますので、各施設の指定管理者へ問い合わせください。

6 契約の解除

【非指定管理者施設の場合】

- (1) 下記のいずれかに該当する場合、区は契約を解除できるものとします。
- ① 選定事業者が江戸川区広告掲載取扱要綱（令和4年8月5日施行）第4条のほか、関係法令に定める規定に反すると認められるとき。
 - ② 区が当該施設を公用若しくは公共用に供するため必要とするとき。
- (2) 上記（1）-②以外で契約を解除した場合は、既納の行政財産使用料及び広告掲出料は返還しません。

【指定管理者施設の場合】

施設ごとに対応が異なりますので、各施設の指定管理者へ問い合わせください。

7 補足

指定管理者が管理する施設につきましては、区ホームページ「[指定管理者が管理する公の施設名](#)」をご覧ください。

8 問い合わせ先

江戸川区 新庁舎・施設整備部 財産活用課 調整係

住所 〒132-8501 東京都江戸川区中央一丁目4番1号 江戸川区役所第三庁舎別館

電話 03-5662-9017（係直通）